

【資料4】

検討をお願いします

「いんざい子育てプラン」

(例)

- ・子育て家庭いんざい応援プラン
- ・いんざい子ども・子育て応援プラン
- ・いんざい安心子育てビジョン
- ・いんざい安心子育てプランなど

※以上の例以外にも本計画への愛称ありましたら、子ども・子育て会議
の際にご意見願います。

第2期印西市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

令和元年 12 月
印西市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	2
2 計画の名称.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	4
5 子ども・子育ての国の動向.....	4
6 子ども・子育て支援制度の概要.....	5
第2章 印西市の子ども・子育ての現状.....	6
1 印西市の現状.....	7
(1) 人口の推移.....	7
(2) 出生数・合計特殊出生率.....	8
(3) 児童数の予測.....	9
2 教育・保育の状況.....	10
(1) 幼稚園・保育園等の入所児童数及び施設数の推移.....	10
(2) 学童クラブの入所状況.....	13
(3) 市民意向による子育て家庭の状況.....	14
第3章 印西市の子育ての目指す方向.....	16
1 基本理念.....	17
2 計画の基本目標.....	18
基本目標1 子ども・子育て環境の整備.....	20
基本目標2 子どもが安心して成長できる地域づくり.....	43
基本目標3 子どもと親の健康と福祉の地域づくり.....	47
基本目標4 子どもが個性豊かに育つ教育力づくり.....	52
基本目標5 子育て家庭が住みよい地域づくり.....	58
第4章 計画の推進.....	64
1 適切な役割分担による計画の推進.....	65
2 計画の進行管理・フォロー.....	66

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

印西市（以下「本市という。」）では、平成 26 年度に「印西市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや地域子育て支援拠点事業、学童クラブなどの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、我が国では、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、待機児童の発生が課題となっており、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や「子育て安心プラン」などに基づく保育の受け皿確保が進められている状況となっています。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。


このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本市の子どもと保護者が幸せに生き続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

そこで、本市においては、「印西市子ども・子育て支援事業計画」を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取り組みを計画的に推進していくため、「(仮称) 第 2 期印西市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画という。」）」を策定するものです。

2 計画の名称

計画の名称は「(仮称) 第 2 期印西市子ども・子育て支援事業計画」とします。

また、本計画が、子ども・子育ての共通目標として幅広い層に親しまれ、多くの市民が協力して計画を推進するため、計画の愛称を「(仮称) いんざい子育てプラン」とします。



決定後変更します

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、最上位計画である「印西市総合計画」の部門別計画として位置づけるとともに、本市の関連計画との整合性を図り策定するものです。さらに、「印西市総合計画」における子ども・子育てに関連する政策の方向性に基づき、計画の推進にあたります。

〔計画の基本となる理念〕

① 子ども・子育て支援法の基本理念

子ども・子育て支援法の基本理念（第2条）

- 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

② 印西市総合計画 子ども・子育てに関する政策等の方向性

○安心して子育てができる環境づくりを推進する【児童福祉・子育て】

- ・子育てにおける不安や悩みを解消し、親と子の健全な発達を図るため、地域での子育て支援体制を強化するとともに、増加する保育需要や多様な保育ニーズに応えられるよう保育環境の整備や保育サービスの充実を図ります。

○生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む【学校教育】

- ・子どもたちが未来を拓くたくましい力を持ち、多様な可能性を伸ばすことができるよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を適切に担い、健やかな心と体を育む教育を推進していきます。

○生涯を通して学び、スポーツに親しめる環境づくりを推進する【生涯学習・スポーツ振興】

- ・地域の子どもたちを地域で守り育てるために、青少年健全育成活動を推進していきます。
- ・子どもから高齢者までが心身ともに健康で明るく生活できるよう、多様なスポーツ・レクリエーションなどが楽しめる環境づくりを進めます。

4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

■ 計画の期間

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画				

5 子ども・子育ての国の動向

子ども・子育て支援法関連3法の施行以降、国の子ども・子育てに関する主な動向は次の通りです。

■ 国の動向

平成27年 (2015年)	子ども・子育て支援法関連3法施行
	保育士確保プラン
	少子化社会対策大綱改定
	次世代育成支援対策推進法
平成28年 (2016年)	子ども・若者育成支援推進大綱
	児童福祉法一部改正
	ニッポン一億総活躍プラン
	切れ目のない保育のための対策
平成29年 (2017年)	子育て安心プラン
	新しい経済政策パッケージ
平成30年 (2018年)	子ども・子育て支援法一部改正
	子ども・子育て支援事業の基本指針改正
令和元年 (2019年)	幼児教育・保育の無償化

6 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度は、「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」を進める制度として、平成 27 年度に始まりました。

法律施行から 5 年が経過しましたが、国全体で少子化からの回復基調がみられないことから、政府は社会保障を全世代型へ抜本的に見直し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図って子育て世帯を応援することを決定しました。

令和元年 10 月から子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行され、幼児教育・保育の無償化が導入されました。幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組むものです。また、新制度未移行の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用者に対して、利用料の補助（施設等利用費の支給）を行うための「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されました。実施にあたっては、施設・事業者の事務負担への配慮や保護者に対する情報提供などを通して施設等利用給付の円滑な実施に努めます。

第2章 印西市の子ども・子育ての現状

1 印西市の現状

(1) 人口の推移

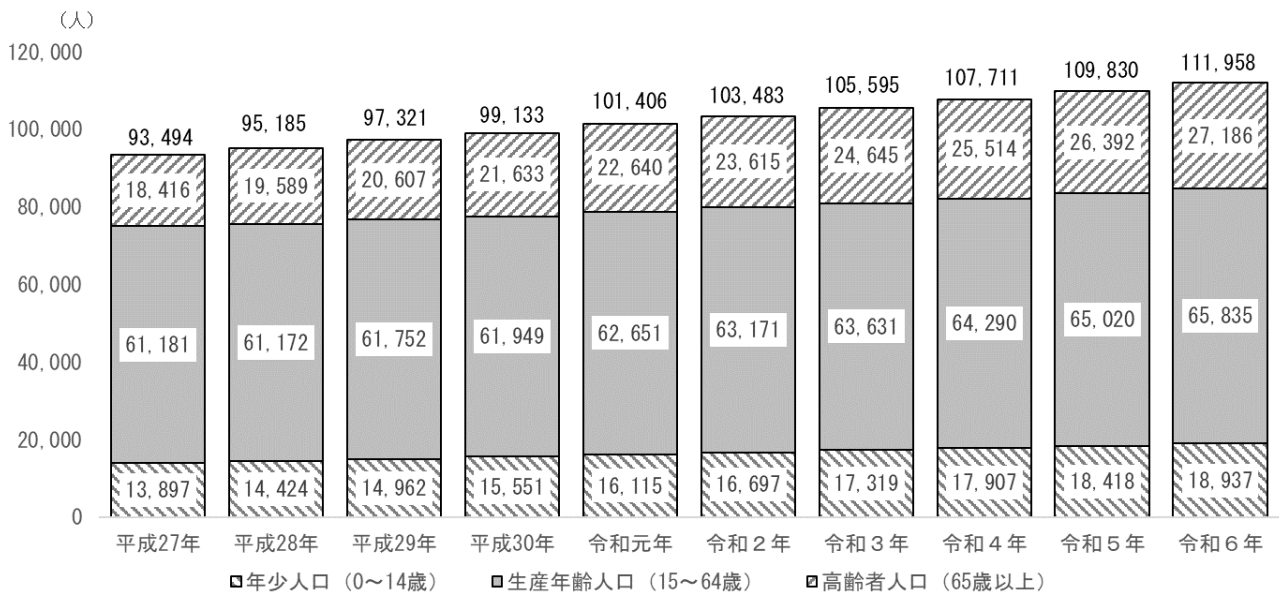
住民基本台帳でみると、本市の人口は、増加傾向で推移しており、平成 31 年では 101,406 人となっており、平成 27 年と比較すると 7,912 人増加しています。

年齢 3 区分別人口は、年少人口と高齢者人口は増加傾向で推移し、生産年齢人口も平成 29 年より増加傾向となり、平成 31 年では、年少人口が 16,115 人、生産年齢人口が 62,651 人、高齢者人口が 22,640 人となっています。

人口推計では、増加傾向が続くと予測され、令和 6 年が 111,958 人と推計され、令和元年と比較すると 10,552 人増加すると想定されます。

年齢 3 区分別人口は、各区分で増加傾向が続くと予測され、令和 6 年では、年少人口が 18,937 人、生産年齢人口が 65,835 人、高齢者人口が 27,186 人と想定されます。

■ 人口の推移と今後の見込み



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

* 平成 27 年から令和元年までが実績値、令和 2 年以降が推計値。

* 今回の人口推計にあたっては、平成 27 年から平成 31 年（令和元年）までの各年 4 月 1 日の住民基本台帳データ（外国人データ含む）をもとに、コーホート変化率法により行いました。

今回示す結果では、推計の際に用いるセンサス変化率を、平成 27 年から令和元年までの 5 年間の平均値を用いています。

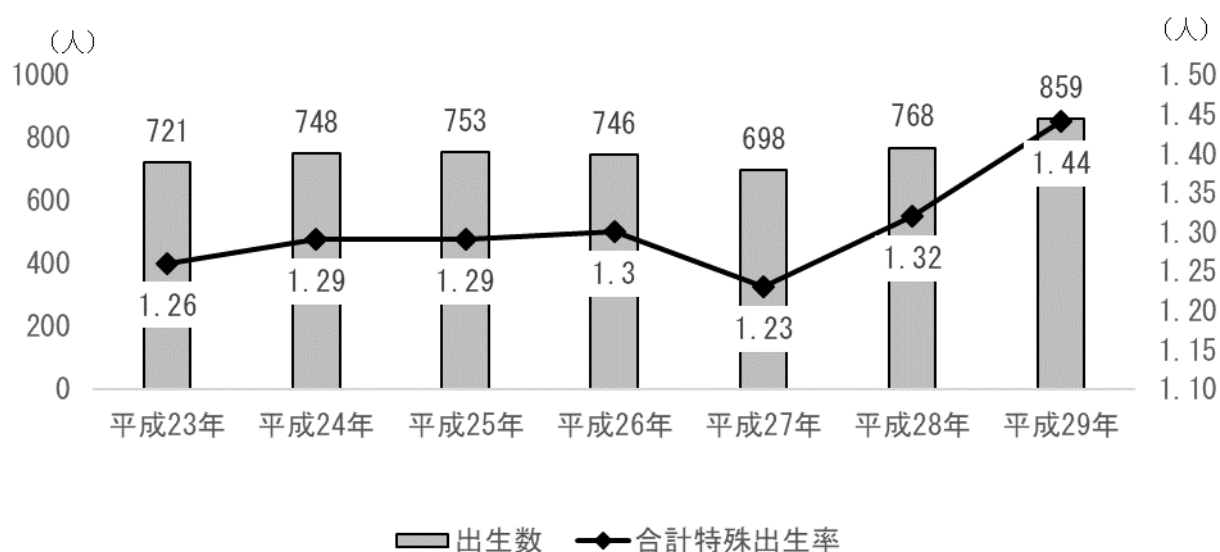
(2) 出生数・合計特殊出生率

出生数は、増減を繰り返しながら増加傾向にあります。平成29年は859人となっており、平成23年と比較すると138人増加しています。

合計特殊出生率も同様に、増減を繰り返しながら増加傾向にあります。平成29年は1.44人となっており、平成23年と比較すると0.18人増加しています。

国や県との比較では、平成29年は国や県よりも多くなっています。

■ 出生数と合計特殊出生率の推移



資料：人口動態調査

■ (参考) 合計特殊出生率の国・県との比較

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
国	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43
県	1.31	1.31	1.33	1.32	1.38	1.35	1.34
印西市	1.26	1.29	1.29	1.30	1.23	1.32	1.44

(3) 児童数の予測

児童数の推計では、増加傾向が続くと予測され、令和6年では児童数(0～11歳の合計)が15,363人と推計され、平成31年と比較すると2,177人増加すると想定されます。

	実績値					推計値				
	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
0歳	755	755	855	932	912	874	884	894	905	915
1歳	837	931	913	1,001	1,099	1,093	1,048	1,059	1,071	1,084
2歳	913	949	1,043	1,003	1,113	1,227	1,221	1,171	1,182	1,196
3歳	980	1,003	1,045	1,138	1,086	1,217	1,343	1,337	1,281	1,293
4歳	997	1,027	1,047	1,089	1,181	1,133	1,269	1,400	1,394	1,336
5歳	981	1,029	1,048	1,090	1,121	1,218	1,168	1,308	1,444	1,438
0～5歳	5,463	5,694	5,951	6,253	6,512	6,762	6,933	7,169	7,277	7,262
6歳	1,002	1,048	1,090	1,105	1,146	1,187	1,290	1,236	1,385	1,528
7歳	1,045	1,039	1,066	1,120	1,127	1,176	1,217	1,323	1,267	1,420
8歳	946	1,056	1,060	1,079	1,133	1,142	1,192	1,233	1,342	1,284
6～8歳	2,993	3,143	3,216	3,304	3,406	3,505	3,699	3,792	3,994	4,232
9歳	912	958	1,064	1,071	1,095	1,146	1,155	1,206	1,247	1,357
10歳	926	927	975	1,084	1,088	1,114	1,166	1,176	1,227	1,269
11歳	905	946	940	990	1,085	1,102	1,129	1,181	1,191	1,243
9～11歳	2,743	2,831	2,979	3,145	3,268	3,362	3,450	3,563	3,665	3,869
6歳～11歳	5,736	5,974	6,195	6,449	6,674	6,867	7,149	7,355	7,659	8,101
合計	11,199	11,668	12,146	12,702	13,186	13,629	14,082	14,524	14,936	15,363

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

*平成27年から平成31年までが実績値、令和2年以降が推計値。

*今回の人口推計にあたっては、平成27年から平成31年（令和元年）までの各年4月1日の住民基本台帳データ（外国人データ含む）をもとに、コーホート変化率法により行いました。

2 教育・保育の状況

(1) 幼稚園・保育園等の入所児童数及び施設数の推移

幼稚園の施設数はほぼ横ばいであるが、認可保育園は増加傾向にあり、平成31年度では、幼稚園8園、認可保育園23園、認定こども園6園、小規模保育施設1園となっています。

■ 幼稚園・保育園等の入所児童数の推移

項目	幼稚園（人）	認可保育園（人）（認定こども園及び小規模保育施設含む）			
		0歳児	1・2歳児	3～5歳児	合計
平成27年度	2,016	62	492	862	1,416
平成28年度	2,149	44	529	958	1,531
平成29年度	2,172	59	550	1,419	2,028
平成30年度	2,146	81	602	1,170	1,853
平成31年度	2,064	94	710	1,224	2,028

■ 幼稚園・認可保育園の施設数の推移

項目	幼稚園（か所）			認可保育園（か所） （認定こども園及び小規模保育施設含む）		
	公立	私立	計	公立	私立	計
平成27年度	3	6	9	7	13	20
平成28年度	3	6	9	7	15	22
平成29年度	2	6	8	5	16	21
平成30年度	2	6	8	5	21	26
平成31年度	2	6	8	5	25	30

■ 幼稚園・保育園等の利用状況

(幼稚園)

項目	定員(人)				令和元年5月時点の児童数(人)							備考
	0歳児	1・2歳児	3～5歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
市立瀬戸幼稚園			210	210					33	32	65	※4・5歳児のみ
市立もとの幼稚園			315	315				70	94	95	259	
私立天神幼稚園			240	240				58	60	60	178	
私立小林天神幼稚園			240	240				59	62	61	182	
私立印西しおん幼稚園			315	315				76	94	94	264	
私立きかり幼稚園			300	300				78	91	96	265	
私立原山幼稚園			300	300				42	54	37	133	
私立西の原幼稚園			180	180				60	60	59	179	
計			2,240	2,240				443	548	534	1,525	

(保育園等・保育施設)

項目	定員(人)				平成31年4月時点の児童数(人)							備考
	0歳児	1・2歳児	3～5歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
認可保育園												
市立木刈保育園	12	28	60	100	2	11	18	17	21	18	87	
市立内野保育園	12	30	58	100	3	11	15	12	17	20	78	
市立高花保育園	6	30	74	110	6	7	16	21	21	20	91	
市立西の原保育園	10	34	76	120	3	12	17	20	22	23	97	
市立もとの保育園	12	36	72	120	1	14	19	23	22	23	102	
私立どんぐり保育園	3	21	41	65	5	9	11	10	15	14	64	
私立銀の鈴保育園	10	24	45	79	3	11	16	17	16	15	78	
私立原山保育園	3	21	45	69	4	8	13	17	14	19	75	
私立山ゆり保育園	12	43	105	160	6	23	28	30	43	27	157	
私立しおん保育園(本園)	3	24	80	107	2	6	12	23	23	23	89	
私立しおん保育園(分園モア)	6	12	0	18	2	5	6	0	0	0	13	
私立牧の原宝保育園	6	30	54	90	2	13	16	18	19	20	88	
私立スマイル保育園	12	24	36	72	3	11	14	15	14	20	77	
私立小倉すくすく保育園	15	30	45	90	1	14	17	17	17	20	86	
私立草深こじか保育園	12	24	39	75	4	13	13	15	19	18	82	
私立しおん保育園(分園中央)	3	24	0	27	1	9	12	0	0	0	22	
私立ヒューマンアカデミー 印西牧の原保育園	8	32	0	40	5	8	20	0	0	0	33	
私立エンジェルハート保育園	10	20	54	84	2	10	13	14	18	16	73	
私立星虹保育園	12	24	50	86	6	12	16	17	18	23	92	
私立印西ひかりこども園	6	42	85	133	3	10	18	18	21	25	95	
私立RWI(本園3～5歳児)	0	0	47	47	0	0	0	14	17	20	51	
私立RWI(分園0～2歳児)	9	24	0	33	2	10	12	0	0	0	24	
私立星虹第二保育園	18	36	66	120	10	21	24	16	20	0	91	
私立かふう保育園いんざい	6	26	48	80	4	9	15	16	17	18	79	
私立しおん保育園 (分園年少～年長児分園中央)	0	0	36	36	0	0	0	12	12	11	35	
私立あい・あい保育園 千葉ニュータウン中央園	6	21	33	60	4	7	11	9	6	5	42	
私立ゆいのひ保育園	9	30	51	90	3	10	19	2	3	1	38	
私立コスモスの丘保育園	9	30	64	103	5	4	12	18	8	4	51	
私立かぐろ社の保育園	6	24	60	90	2	13	11	3	4	0	33	
計	236	744	1424	2,404	94	291	414	394	427	403	2,023	
その他小規模保育施設等												
にこにこルーム原山	3	6	0	9	0	2	3	0	0	0	5	※0～2歳で9人定員
計	3	6	0	9	0	2	3	0	0	0	5	
合計	239	750	1,424	2,413	94	293	417	394	427	403	2,028	

(2) 学童クラブの入所状況

令和元年5月時点の学童クラブの入所児童数をみると、1～3年生では987人、4～6年生では270人が利用しています。

学童クラブ全体の定員を上回る入所児童数とはなっていませんが、クラブごとにみると、近年、児童数が増加している小学校区によっては、定員を上回る入所児童数となっているクラブもあり、一部待機児童がいる状況もみられます。

項目	定員	令和元年5月時点の児童数(人)							備考 (小学校区等)
	(人)	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	
木刈学童クラブ	70	20	28	8	9	6	0	71	木刈小学校区
原山学童クラブ	45	16	9	11	2	4	5	47	原山小学校区
小倉台学童クラブ	60	19	22	19	0	0	0	60	小倉台小学校区
小倉台第2学童クラブ	40	17	17	9	1	0	0	44	小倉台小学校区
西の原学童クラブ	45	16	10	10	5	3	2	46	西の原小学校区
西の原第2学童クラブ	45	15	16	14	5	2	0	52	西の原小学校区
高花学童クラブ	55	20	4	11	13	5	1	54	高花小学校区
内野学童クラブ	40	17	6	7	7	0	1	38	内野小学校区
内野第2学童クラブ	45	12	12	6	5	3	2	40	内野小学校区
大森学童クラブ	45	10	12	12	7	11	7	59	大森小学校区
原学童クラブ	45	20	16	9	0	0	0	45	原小学校区
原第2学童クラブ	40	20	18	12	0	0	0	50	原小学校区
いには野学童クラブ	70	31	27	15	8	0	0	81	いには野小学校区
平賀学童クラブ	40	9	4	6	6	2	2	29	平賀小学校区
滝野学童クラブ	70	21	13	6	21	10	1	72	滝野小学校区
本埜学童クラブ	15	4	2	2	3	2	0	13	本埜小学校区
木下学童クラブ	45	16	9	11	2	4	5	47	木下小学校区
小林学童クラブ	45	11	6	9	5	4	6	41	小林北小学校区
小林第2学童クラブ	40	13	11	13	6	3	0	46	小林小学校区
六合学童クラブ	20	5	6	6	4	3	0	24	六合小学校区
牧の原学童クラブ	45	18	19	11	0	0	0	48	牧の原小学校区
印西しおん学童クラブ	26	1	4	2	1	2	1	11	船穂小学校区等
印西しおん第2学童クラブ	40	2	7	1	3	0	3	16	船穂小学校区等
印西しおん第3学童クラブ	40	14	2	8	11	3	2	40	小倉台小学校区等
印西しおん第4学童クラブ	40	5	8	6	8	3	2	32	原小学校区等
エンジェルハート学童クラブ	30	13	11	7	5	0	1	37	小倉台小学校区等
星虹学童クラブ	45	15	15	10	4	0	0	44	小倉台小学校区等
レインボー学童クラブ	40	12	8	5	5	4	1	35	原山小学校区等
レインボー第2学童クラブ	40	12	8	7	3	3	2	35	原山小学校区等
1～3年生・4～6年生計		987			270				
合計	1,266	404	330	253	149	77	44	1,257	29か所

(3) 市民意向による子育て家庭の状況

本計画の策定にあたっては、本市の附属機関である「印西市子ども・子育て会議」から意見聴取を行うとともに、子育て家庭や一般市民を対象としたアンケート調査及び子育て支援関係団体等ヒアリング、パブリックコメントを実施しました。

(3) - 1 アンケート調査

■ 調査の種類と対象

項目	内容
①一般市民	18歳以上の市民 1,000人（無作為抽出）
②就学前児童	就学前の児童の保護者 4,000世帯（無作為抽出）
③就学児童	就学児童の保護者 1,000世帯（無作為抽出）

■ 調査の方法と時期

項目	配布数	調査方法	調査時期
①一般市民	1,000	郵送配布・回収	平成31年1月～2月
②就学前児童	4,000	郵送配布・回収	平成31年1月～2月
③就学児童	1,000	郵送配布・回収	平成31年1月～2月

■ 回収結果

項目	配布数	有効回収数	回収率
①一般市民	1,000	520	52.0%
②就学前児童	4,000	2,687	67.2%
③就学児童	1,000	627	62.7%

(3) - 2 子育て支援関係団体等ヒアリング

■ 子育て支援関係団体等ヒアリング

開催日時	令和元年5月29日(水)
場所	印西市役所 本庁舎4階 41会議室
ヒアリング内容	(1) 各関係団体等の現状と課題や今後の課題について (2) 子育て家庭の印西市への要望等について (3) 印西市の子育て支援について
参加団体	○ どんぐり保育園 (小林子育て支援センター、小林学童クラブ、小林第二学童クラブ) ○ 子どもふれあいセンター ○ 西の原幼稚園 ○ ファミリーサポートセンター ○ つどいの広場

(3) - 3 パブリックコメント

■ パブリックコメントの概要

実施後記載します

実施期間	
対象者	
意見提出方法	

第3章 印西市の子育ての目指す方向

1 基本理念

社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目的に、本計画の基本理念と目標像を定めます。

〈 基本理念 〉

「家庭」を基本としながら、誰もが安心して子どもを出産し、「子育てが楽しい」と感じ、すべての子どもが心豊かに成長できる環境づくりに、地域、社会、行政などが協働・連携して社会全体で積極的に取り組みます

〈 目標像 〉

本市では、「家庭」を基本としつつも、安心して子どもを産み、「子育てが楽しい」と感じ、子どもが心豊かに成長できる環境を地域、社会、行政などによる協働で進めるとともに、本市が子育てしやすく、子どもたちが健やかに成長することを目指し、

「子どもが健やかに育ち、安心して子育てできるまち」

を目標像とし、子育て支援を推進していきます。

2 計画の基本目標

本計画の基本理念と目標像の実現に向けて、次の5つの基本目標を定め、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 子ども・子育て環境の整備

- 子ども・子育て支援制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。本目標では、これらの事業の需要量の見込みや、その確保の方策について定めます。

基本目標2 子どもが安心して成長できる地域づくり

- 子どもたちが健やかに、いきいきと成長していけるよう、子どもたちの放課後や週末等の居場所づくりの推進を図ります。
- 安全な学校施設を活用し学童保育の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図り、待機児童の解消に努めます。
- 児童館など児童厚生施設を通して親子の交流を図るとともに、発育や健康、子育てに関する悩みや疑問などについての相談や親子のふれあい事業を提供していきます。
- スポーツを通して子どもの健やかな支援を図ります。

基本目標3：子どもと親の健康と福祉の地域づくり

- 母子保健施策の充実を図るとともに、「食育」の推進や小児救急医療体制の充実に努めていきます。
- ひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どもへの支援の充実を図ります。
- 児童虐待防止対策の強化・充実や犯罪・いじめ・児童虐待等の被害に遭った子どもへの支援の推進に力を入れていきます。
- 障がいのある子どもが、いきいきと成長し自立した生活ができるよう環境づくりに努めていきます。

基本目標 4 : 子どもが個性豊かに育つ教育力づくり

- 「子どもを地域社会全体で育てる」という観点から、家庭や地域の「教育力」を総合的に高めることを目指します。
- 就学前教育の充実や子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育の充実を進めていきます。

基本目標 5 : 子育て家庭が住みよい地域づくり

- 子育てや子育て支援サービスに関する相談や情報提供の充実に努め、家庭の「子育て力」の向上を支援します。
- 妊娠出産育児に向け母子ともに健康な生活が送れるよう支援し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援をすることに努めます。
- 子育て家庭が「身近な」場所で支援を受けることができるよう、サービスの充実を図ります。
- 子育てボランティア活動の促進や子育てサークルへの支援を行うなど、子育て支援の「ネットワーク」づくりを推進し、地域の「子育て力」の強化を図ります。
- 子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

基本目標 1 子ども・子育て環境の整備

1 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援事業計画においては、地理的条件や人口などの社会的条件をはじめ、教育・保育の利用状況や施設整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定めます。

さらに、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育の量の見込み、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとともに、提供体制の確保の内容を示す必要があります。

本計画における「区域」の設定について、保育に関するものについては、待機児童の状況や今後の住宅開発予定などを考慮し、下記のように市内を3つに分けて「区域」を設定し、保育園以外のものについては、市域全域を1つの「区域」として設定します。

■ 保育に関する区域

第1区域…木下駅・小林駅を中心とした区域

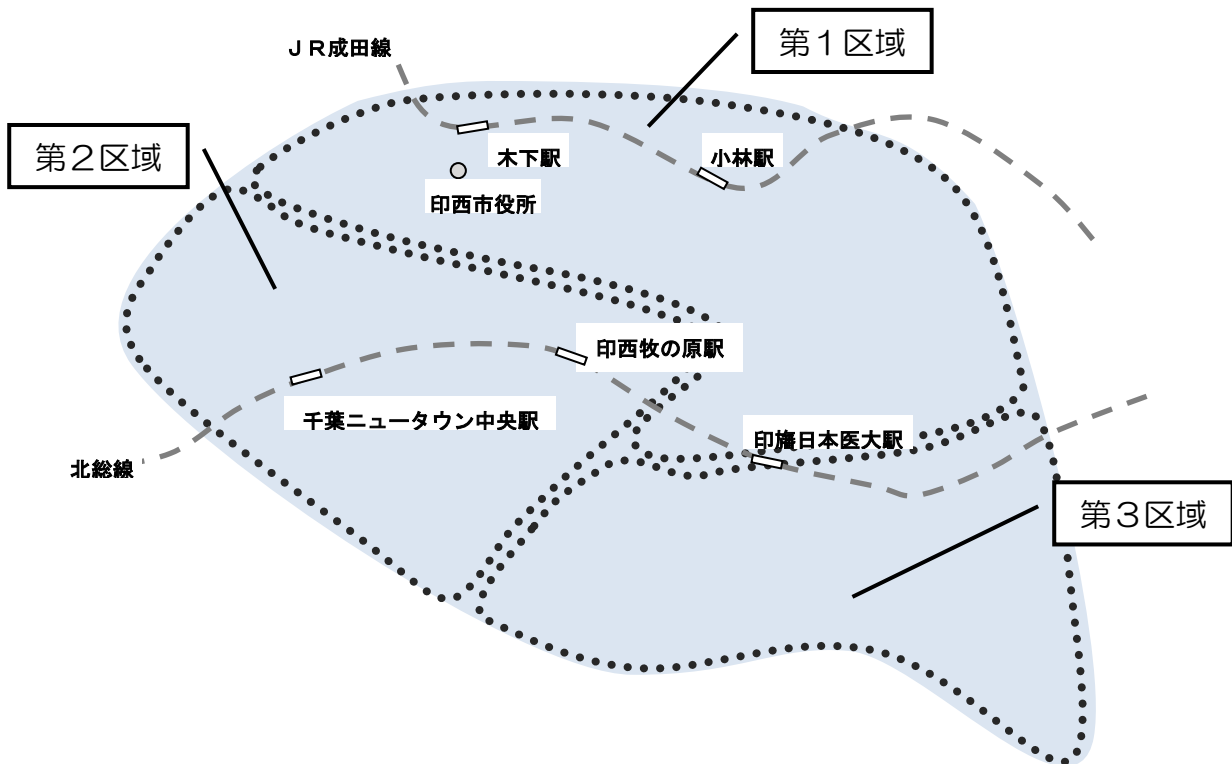
(印西中学校区、小林中学校区、本埜中学校区)

第2区域…千葉ニュータウン中央駅・印西牧の原駅を中心とした区域

(船穂中学校区、木刈中学校区、原山中学校区、西の原中学校区、滝野中学校区)

第3区域…印旛日本医大駅を中心とした区域 (印旛中学校区)

【区域イメージ】

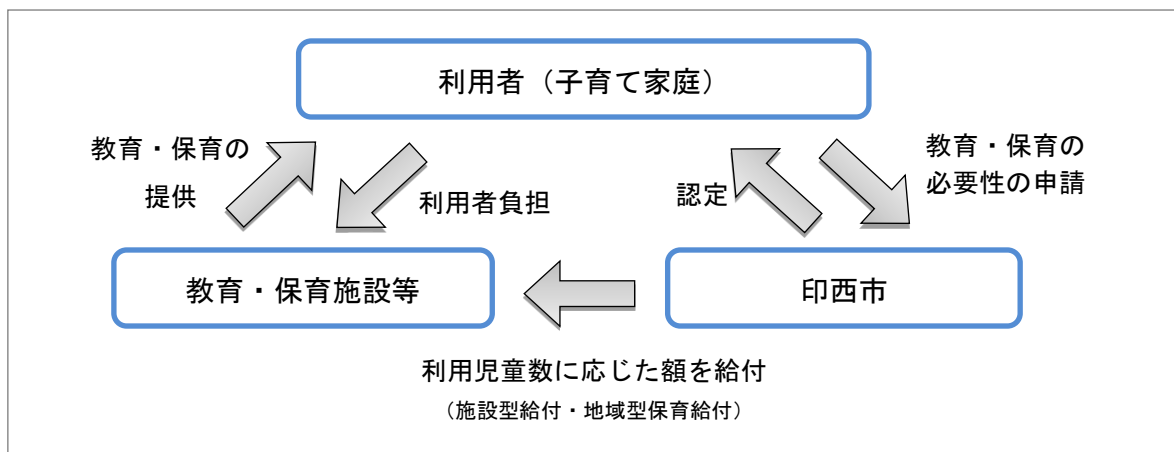


2 教育・保育の量の見込みと提供体制

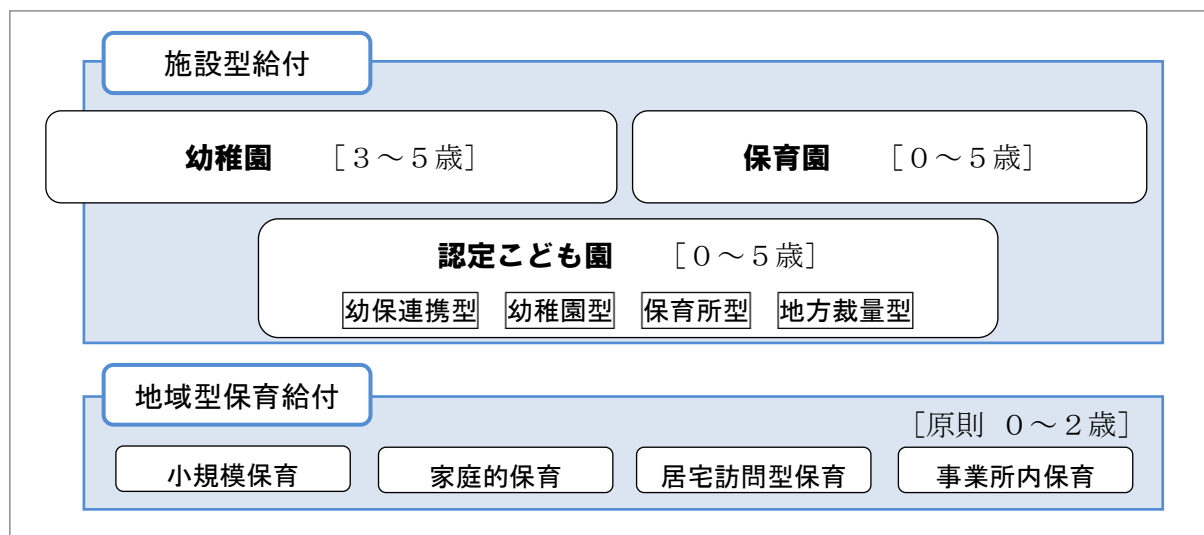
子ども・子育て支援新制度では、就学前の教育・保育（幼稚園・保育園・認定こども園・家庭的保育事業等）の運営に対する財政支援のしくみとして「施設型給付」「地域型保育給付」が創設されます。

本市では、今後の就学前の教育・保育の量の見込みを踏まえ、これらの給付を受ける施設を含めた受け皿の拡大を図り、子育て環境の向上に努めます。

■子ども・子育て支援新制度における給付のしくみ



■施設型給付と地域型保育給付の概要



※私立幼稚園は、施設型給付を受けない施設もある。

今後、「施設型給付」「地域型保育給付」を受ける施設を利用する子どもは、市から支給認定（第1～第3号認定）を受けることになります。

[認定区分] 1号：3歳以上。保育の必要性なし。「幼稚園及び認定こども園」

2号：3歳以上。保育の必要性あり。「保育園及び認定こども園」

3号：0～2歳。保育の必要性あり。「保育園及び認定こども園＋地域型保育」

【 量の見込みと確保方策 】

就学前の児童に関して、計画期間の各年度における「教育・保育の量の見込み」及びそれに対応する「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」は次のとおりとなります。

なお、保育士の確保については、平成27年1月に国が公表した「保育士確保プラン」に基づき、保育園等における保育士確保に向けた取り組みをバックアップしていきます。

■ 教育・保育の量の見込み（全体）

項 目	1号 (人)	2号 (人)	3号(人)		
			0歳児	1、2歳児	計
令和2年度	1,784	1,392	275	970	1,245
令和3年度	1,890	1,474	278	948	1,226
令和4年度	2,023	1,578	281	932	1,213
令和5年度	2,060	1,606	285	942	1,227
令和6年度	2,034	1,586	288	953	1,241

注) 量の見込みは、過去5年間の利用実績とニーズ調査結果をもとに算出しています。

■ 教育・保育の量の見込みと確保方策について

項 目	1号 (人)	2号 (人)	3号(人)		施設・事業者数			
			0歳児	1・2歳児	1号	2号 3号		
量の見込み	1,784	1,392	1,245					
			275	970				
			第1区域	174	33	111		
			第2区域	1,108	228	791		
第3区域	110	14	68					
令和2年度 確保方策	特定教育・保育施設	693	1,634	296	911	8	34	
	第1区域		186	33	131		4	
	第2区域		1,343	251	737		29	
	第3区域		105	12	43		1	
	確認を受けない幼稚園	1,395				5		
	特定地域型保育事業		23	10	25		4	
	第1区域		0	0	0			
	第2区域		23	10	25		4	
	第3区域		0	0	0			
	計	2,088	1,657	306	936	13	38	

項目	1号 (人)	2号 (人)	3号(人)		施設・事業者数		
			0歳児	1・2 歳児	1号	2号 3号	
量の見込み	1,890	1,474	1,226				
			278	948			
		184	34	108			
		1,174	230	773			
		116	14	67			
令和3年度 確保方策	特定教育・保育施設	693	1,661	301	932	8	34
	第1区域		186	33	131		4
	第2区域		1,370	256	758		29
	第3区域		105	12	43		1
	確認を受けない幼稚園	1,395				5	
	特定地域型保育事業		23	22	73		8
	第1区域		0	0	0		
	第2区域		23	16	49		6
	第3区域		0	6	24		2
	計	2,088	1,684	323	1,005	13	42

項目	1号 (人)	2号 (人)	3号(人)		施設・事業者数		
			0歳児	1・2 歳児	1号	2号 3号	
量の見込み	2,023	1,578	1,213				
			281	932			
		197	34	106			
		1,257	233	760			
		124	14	66			
令和4年度 確保方策	特定教育・保育施設	693	1,661	301	932	8	34
	第1区域		186	33	131		4
	第2区域		1,370	256	758		29
	第3区域		105	12	43		1
	確認を受けない幼稚園	1,395				5	
	特定地域型保育事業		23	22	73		8
	第1区域		0	0	0		
	第2区域		23	16	49		6
	第3区域		0	6	24		2
	計	2,088	1,684	323	1,005	13	42

項目	1号 (人)	2号 (人)	3号(人)		施設・事業者数			
			0歳児	1・2 歳児	1号	2号 3号		
量の見込み	2,060	1,606	1,227					
			285	942				
			第1区域	200	35	108		
			第2区域	1,280	236	768		
第3区域		126	14	66				
令和5年度 確保方策	特定教育・保育施設	693	1,661	301	932	8	34	
	第1区域		186	33	131		4	
	第2区域		1,370	256	758		29	
	第3区域		105	12	43		1	
	確認を受けない幼稚園	1,395				5		
	特定地域型保育事業		23	22	73		8	
	第1区域		0	0	0			
	第2区域		23	16	49		6	
	第3区域		0	6	24		2	
	計	2,088	1,684	323	1,005	13	42	

項目	1号 (人)	2号 (人)	3号(人)		施設・事業者数			
			0歳児	1・2 歳児	1号	2号 3号		
量の見込み	2,034	1,586	1,241					
			288	953				
			第1区域	198	35	109		
			第2区域	1,263	239	777		
第3区域		125	14	67				
令和6年度 確保方策	特定教育・保育施設	693	1,661	301	932	8	34	
	第1区域		186	33	131		4	
	第2区域		1,370	256	758		29	
	第3区域		105	12	43		1	
	確認を受けない幼稚園	1,395				5		
	特定地域型保育事業		23	22	73		8	
	第1区域		0	0	0			
	第2区域		23	16	49		6	
	第3区域		0	6	24		2	
	計	2,088	1,684	323	1,005	13	42	

【 確保方策の概要 】

- 幼稚園（1号認定）における量の見込みに対する確保方策は、認定こども園を含め、既存施設により概ね対応できるものと見込んでいます。
- 保育園等（2号・3号認定）における量の見込みに対する確保方策は、各年度の定員予定としており、現段階では、量の見込みに対応できるものと見込んでいます。
- 第2区域の保育園等（2号・3号認定）については、特に保育需要が見込まれること、また、第3区域についても不足が懸念されることから、対応しているところです。
- 特定地域型保育事業については、待機児童対策において、認可保育園の補完的施設と位置付け、保育の需要及び供給の推移を見ながら検討を進めています。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて実施するもので、教育・保育施設を利用する家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する事業です。

教育・保育施設の利用についての情報提供や相談等に応じる「利用者支援」や、家庭で子育てをしている保護者も利用できる「一時預かり」、身近なところで子育て家庭の交流や子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」など、13の事業が位置付けられています。

地域のニーズに合わせ、多様な子育て支援を計画的に充実させるため、各年度における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及びそれに対応する「事業ごとの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を記載します。

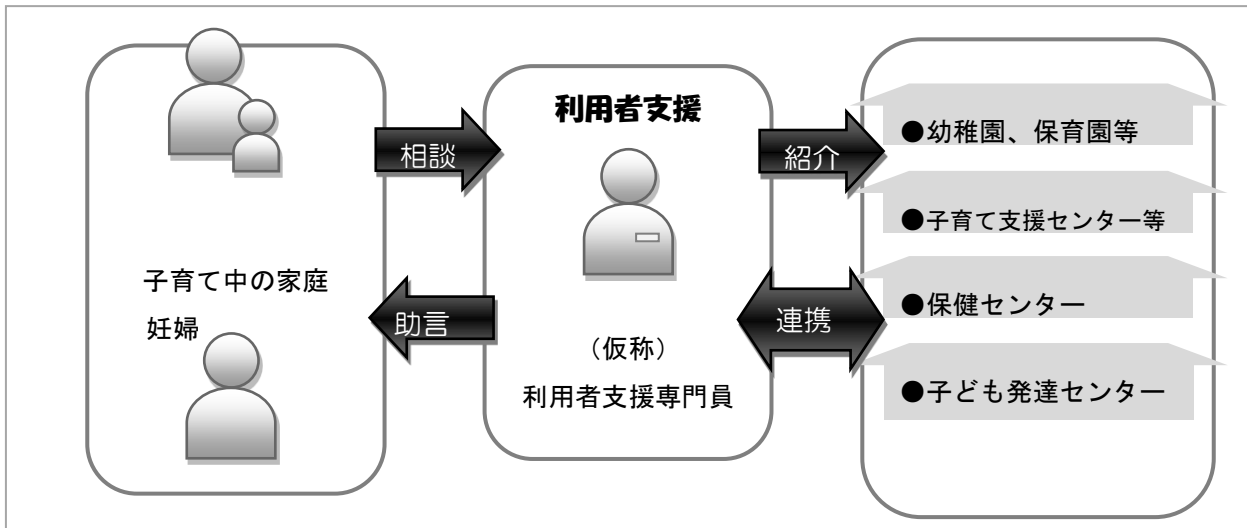
子ども・子育て支援事業計画において 「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられたもの

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業（時間外保育事業）
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ・放課後子ども教室）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体の参入促進事業

① 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整等を行い、様々な子育て支援サービスの利用にあたってサポートをする事業です。

■ 利用者支援事業のイメージ



■ 量の見込と確保方策

実施箇所数（か所）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	10	11	12	12	12
確保方策	10	11	12	12	12

注) 量の見込みは、過去5年間の利用実績とニーズ調査結果をもとに算出しています。

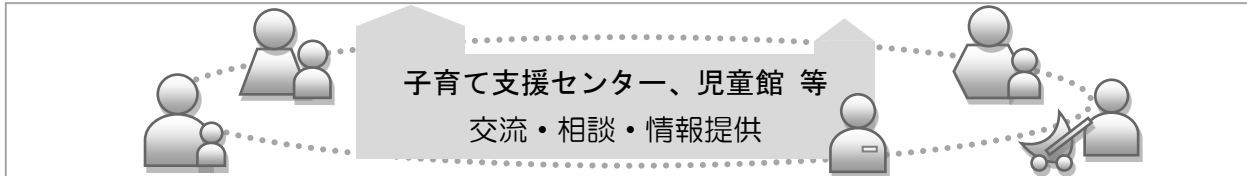
■ 確保方策の概要

○過去5年間の利用実績などから、利用者が増加すると見込まれることから、幼稚園や保育園等の利用をはじめ、子育て支援についての多様な情報提供や相談活動の拠点として位置付け、量の見込み分を確保します。

②地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等に乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うものです。

■地域子育て支援拠点事業のイメージ



■ 量の見込と確保方策

年間延べ利用回数（回）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
確保方策	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000

注) 量の見込みは、過去5年間の利用実績とニーズ調査結果をもとに算出しています。

■ 確保方策の概要

○現在20か所で事業を実施していますが、ニーズ調査によると、子育て支援センター等の利用や利用希望は少なくなっていますが、施設数の増加や過去5年間の利用実績から、今後も利用者は増加すると見込まれることから、各施設等において、利用しやすい環境づくりの向上などにより、利用者拡大を図るよう事業展開をし、量の見込みを確保します。

■ (参考) 地域子育て支援拠点事業・児童館等の利用状況 (平成30年度)

項目	施設名等	年間延べ利用人数(人)
地域子育て支援 拠点事業	西の原保育園こあら	5,987
	中央駅前地域交流館子育てルーム	23,010
	小林子育て支援センター	6,553
	滝野子育て支援センター	21,873
	ぴよぴよくらぶ(山ゆり保育園内)	925
	そうふけつどの広場(草深ふれあいの里内)	7,185
	こぎつねコンタの広場(そうふけ児童館内)	5,352
	わくわくぼかぼか広場 (子どもふれあいセンター内)	1,978
	マメタのぼんぼこ広場(いんば児童館内)	8,337
	みんなのおへや(原山保育園内)	369
	しおんひろば(しおん保育園内)	5,570
	りんりんひろば(銀の鈴保育園内)	449
	さくら広場(牧の原宝保育園内)	1898
	ちゅうりっぷルーム(草深こじか保育園内)	320
	ぴかぴかルーム(星虹保育園内)	327
	ぼかぼかルーム(星虹第二保育園内)	1493
	あひるルーム(小倉すくすく保育園内)	723
	たつのこクラブ(エンジェルハート保育園内)	1884
	にじっこルーム(印西ひかりこども園内)	921
	キャタピラークラブハウス (RainbowWingsInternational)	400
	計	92,714
児童館	そうふけ児童館	31,803
	いんば児童館	23,661
	子どもふれあいセンター	9,089
	中央駅前地域交流館	23,272
		計
	合計	180,539

③妊婦健康診査

妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認するとともに、妊娠・出産・育児に関する相談を行い、母親が妊娠期間中を心身ともに健康に過ごし、無事に出産を迎えられるよう、実施する事業です。

■妊婦健康診査の実施方法

妊娠届出時に母子健康手帳交付と同時に、基本的な妊婦健康診査、超音波検査、子宮頸がん検診、血液検査等を含む14枚の受診券を配付し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。

■ 量の見込と確保方策

対象実人数（人）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	874	884	894	905	915
確保方策	874	884	894	905	915

注) 量の見込みは、出生数の見込みをもとに算出しています。

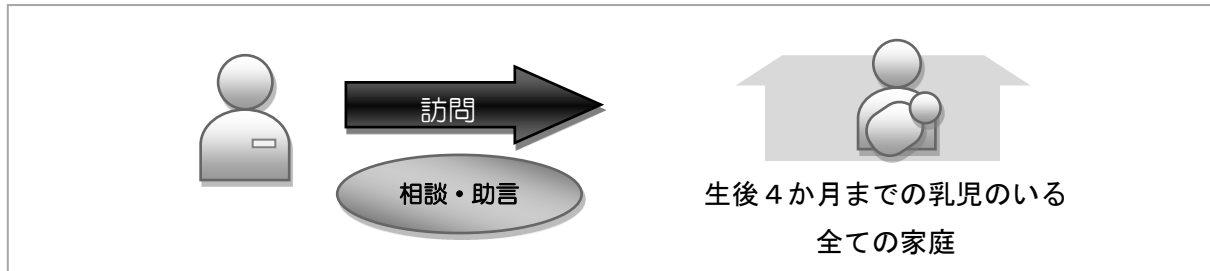
■ 確保方策の概要

- 受診率は100%のため、量の見込み分を確保します。
- 事業実施については、県医師会及び委託医療機関の協力を得て、引き続き実施していきます。
- 安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう、妊婦健康診査の適切な受診について啓発を行います。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児とその保護者の心身の状況及び養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業のイメージ



■ 量の見込と確保方策

対象実人数（人）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	874	884	894	905	915
確保方策	874	884	894	905	915

注) 量の見込みは、出生数の見込みをもとに算出しています。

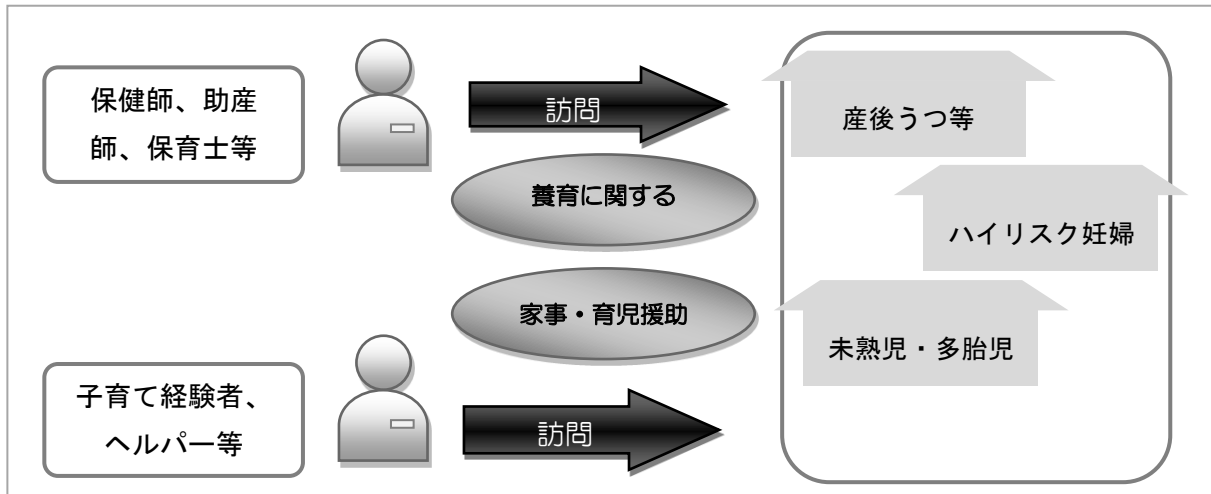
■ 確保方策の概要

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を全数訪問し、量の見込み分を確保します。
- 今後も900人前後の出生が見込まれることから、引き続き委託助産師の確保に努め、事業を実施していきます。
- 妊娠中から出産前後の支援が必要な対象者について、早期に保健師等が関わることをできるよう、医療機関と連携を図ります。
- 継続的な支援が必要な家庭については、関係機関との連携などにより、育児の支援・見守りを行います。

⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

育児ストレスや産後うつ等の問題によって、子育てに対する不安を抱える家庭や、様々な原因により養育支援が必要となる家庭に対して、養育に関する指導、助言、家事・育児援助等を行います。

■養育支援訪問事業のイメージ



■ 量の見込と確保方策

対象実人数（人）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	10	12	14	16	18
確保方策	10	12	14	16	18

注) 量の見込みは、過去5年間の利用実績とニーズ調査結果をもとに算出しています。

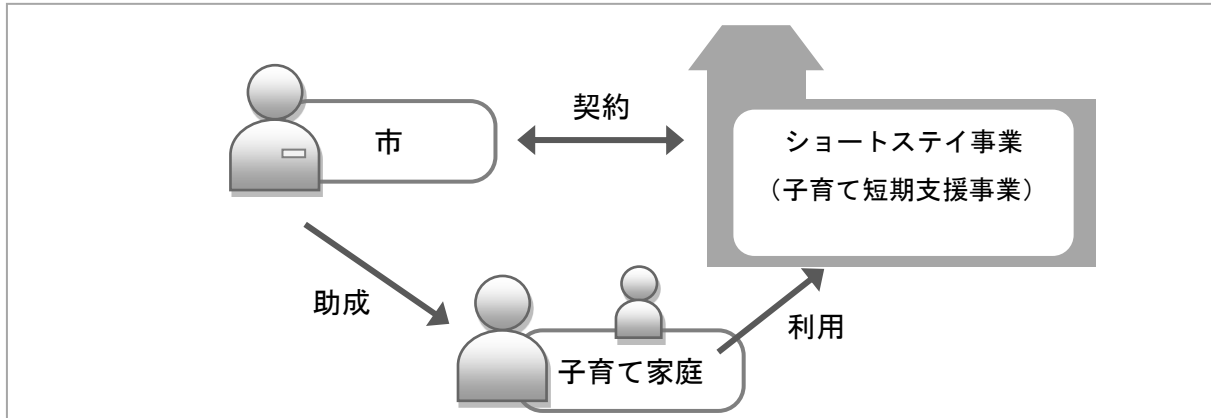
■ 確保方策の概要

- 提供体制の確保により、増加傾向にあることから、組織的な支援体制を整備し、見込み量分を確保します。
- 家庭児童相談や保健センターのこんには赤ちゃん訪問等により児童の養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、ヘルパー等を派遣して養育に関する指導、助言、家事・育児援助等を行い、組織的な支援体制を整備していきます。

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭での養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等の利用により、必要な保護を行う事業です。

■子育て短期支援事業のイメージ



■ 量の見込と確保方策

年間延べ利用回数（回）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	13	13	13	13	13
確保方策	13	13	13	13	13

注) 今後は大幅な利用の増加が見込まれないため、第1期計画同等の見込み量分とします。

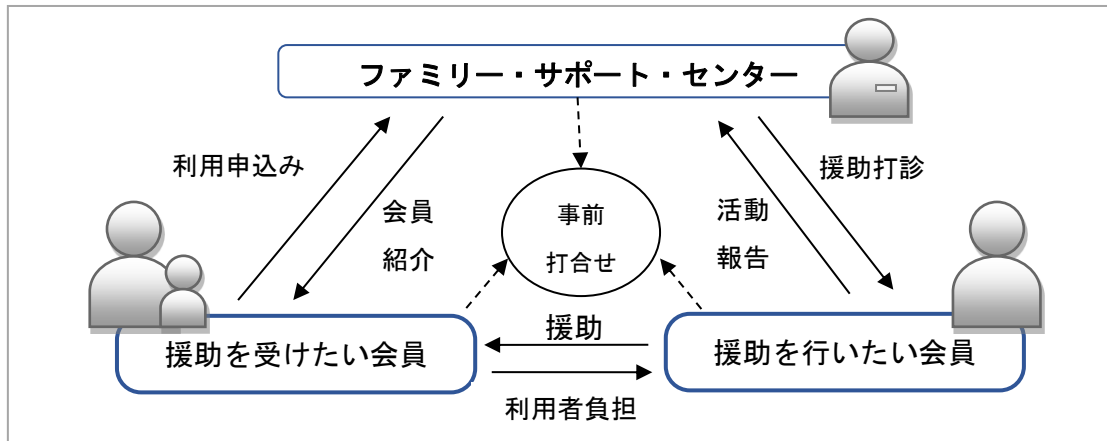
■ 確保方策の概要

○必要とする家庭が利用しやすい環境づくりを進め、量の見込み分を確保します。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等を子育てしている保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を希望する人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

■ファミリー・サポート・センター事業のイメージ



（参考）ファミリー・サポート・センターの活動実績

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用会員（人）	406	395	486	540	589
提供会員（人）	88	86	82	84	97
両方会員（人）	53	51	68	6	74
会員合計（人）	547	532	636	690	760
年間利用時間（時間）	1,619	1,423	1,696	1,696	1,439

■ 量の見込と確保方策

年間延べ利用時間（時間）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	2,204	2,259	2,335	2,370	2,365
確保方策	2,250	2,300	2,350	2,400	2,400

注）量の見込みは、過去5年間の利用実績をもとに算出しています。

■ 確保方策の概要

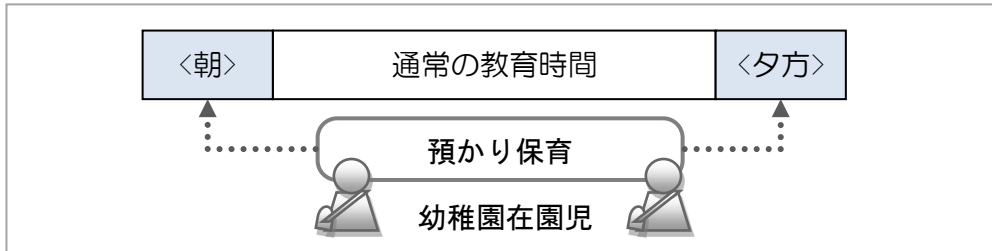
○ニーズ調査結果や無償化等により、今後の利用が増加することが見込まれることから、提供会員や両方会員の拡大により、見込み量分を確保します。

⑧一時預かり保育

【 幼稚園 】

幼稚園在園児を対象として、通常の教育時間を超えて園児を預かる事業です。

■幼稚園における預かり保育のイメージ



■ 量の見込と確保方策

年間延べ利用回数（回）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
確保方策	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000

注) 量の見込みは、過去5年間の利用実績とニーズ調査結果をもとに算出しています。

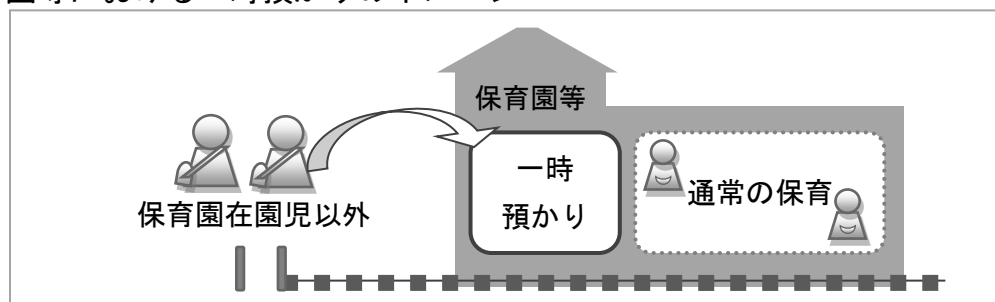
■ 確保方策の概要

○在園児の預かり保育は、増加傾向を続けており、幼児教育・保育の無償化により更なる利用が見込まれることから、私立幼稚園の預かり保育の拡充などにより、量の見込み分を確保します。

【 保育園等 】

家庭において保育をすることが一時的に困難となった乳幼児を保育園、認定こども園などにおいて、一時的に保育（主として昼間）を行うものです。

■ 保育園等における一時預かりのイメージ



■ 量の見込と確保方策

年間延べ利用回数（回）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	7,438	7,626	7,886	8,005	7,988
確保方策	7,500	7,700	7,900	8,100	8,000

注) 量の見込みは、過去5年間の利用実績とニーズ調査結果をもとに算出しています。

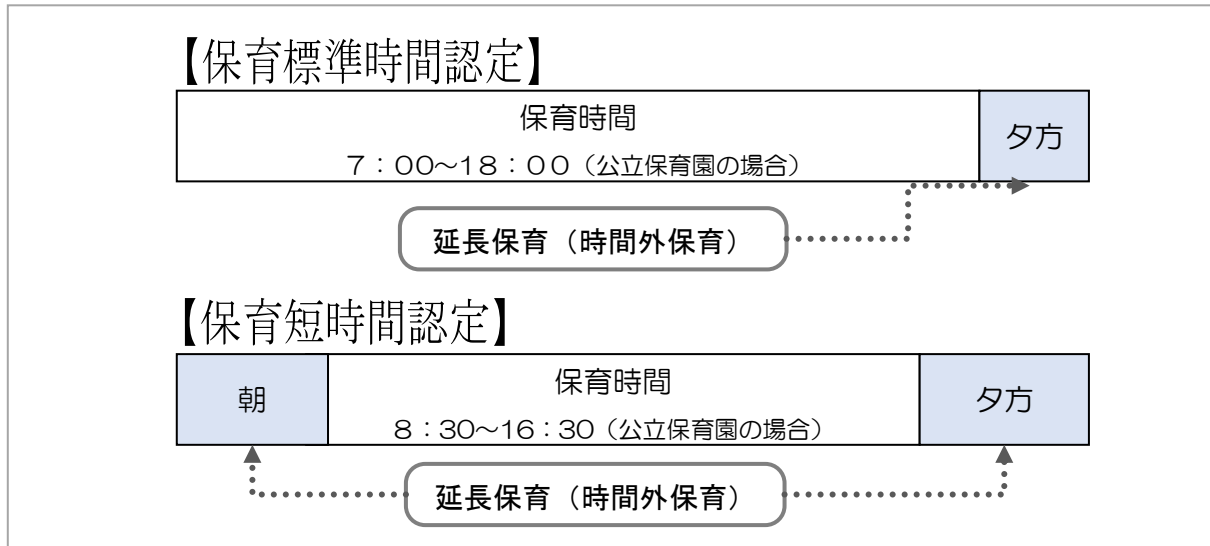
■ 確保方策の概要

○利用者は減少していますが、無償化等による増加が見込まれることから、保育士の確保等による受け入れ体制を整備し、量の見込み量を確保します。

⑨延長保育事業（時間外保育事業）

認定こども園や保育園等において、認定区分ごとに定められた保育時間を超えて、保育を実施する事業です。

■ 延長保育（時間外保育）のイメージ



■ 量の見込と確保方策

利用実人数（人）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	3,381	3,467	3,585	3,639	3,631
確保方策	3,500	3,500	3,600	3,700	3,700

注) 量の見込みは、過去5年間の利用実績とニーズ調査結果をもとに算出しています。

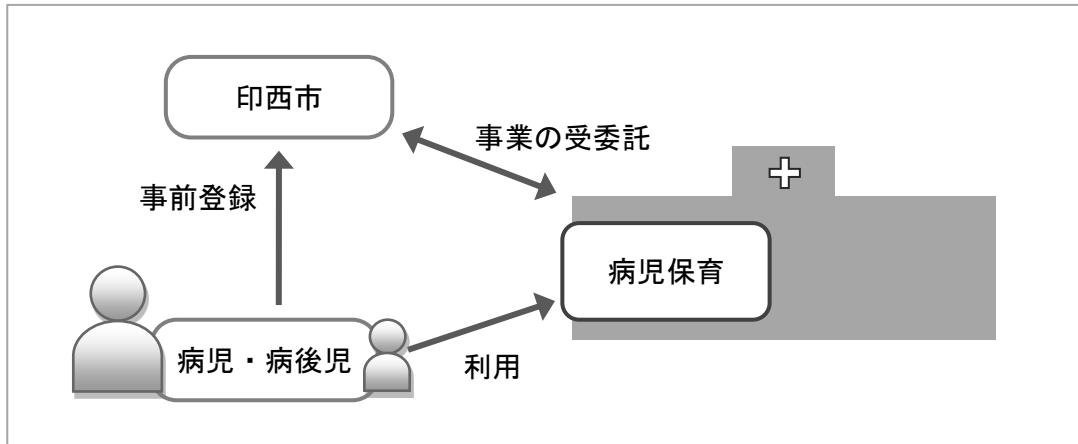
■ 確保方策の概要

○利用者は減少していますが、無償化等による増加が見込まれることから、保育士の確保等による受け入れ体制を整備し、見込み量分を確保します。

⑩病児保育事業

病院等に付設された専用スペース等において、病児・病後児に対して、看護師や保育士が一時的に保育を行う事業です。

■病児保育事業のイメージ



※病児…病気の回復期に至ってはいないが、当面の症状の急変が認められない児童
 ※病後児…病気の回復期ではあるが、集団保育が困難な児童

■ 量の見込と確保方策

利用実人数（人）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	1,352	1,387	1,434	1,455	1,452
確保方策	1,400	1,400	1,500	1,500	1,500

注) 量の見込みは、過去5年間の利用実績とニーズ調査結果をもとに算出しています。

■ 確保方策の概要

○過去5年間の利用実績やニーズ調査結果などにより、増加が見込まれることから、市の委託事業として、市内の病院にて病児・病後児保育事業（病児対応型・病後児対応型）を実施し、保護者のニーズに対応しながら、量の見込み分を確保します。

⑪放課後児童健全育成事業

【 学童クラブ 】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

■ 量の見込と確保方策

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み量	1～3年生(人)	1,016	1,072	1,099	1,158	1,227
	4～6年生(人)	268	276	285	293	309
	計(人)	1,284	1,352	1,384	1,451	1,536
	か所数(か所)	32	33	34	34	34
確保策	1～6年生計(人)	1,400	1,565	1,645	1,645	1,645
	か所数(か所)	32	33	34	34	34

注) 量の見込みは、過去5年間の利用実績とニーズ調査結果をもとに算出しています。

■ 確保方策の概要

○過去5年間の利用実績やニーズ調査結果などにより、増加が見込まれることから、民設民営を含めた学童クラブの増設等により、量の見込み分を確保します。

【 放課後子ども教室 】

すべての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行う。

■ 量の見込と確保方策

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	利用人数（人）	90	90	90	90	90
	か所数（か所）	3	3	3	3	3
確保方策	利用人数（人）	90	90	90	90	90
	か所数（か所）	3	3	3	3	3

注）量の見込みは、過去3年間の利用実績をもとに算出しています。

■ 確保方策の概要

- 利用実績をもとに量の見込みを算出しており、既存施設で確保します。
- 今後は、利用人数の拡大に努めるとともに、学童クラブとの一体的な実施を検討します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業〔新規事業〕

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策の概要】

○今後の国・県の動向を踏まえ、必要に応じて実施していきます。

⑬多様な主体の参入促進事業〔新規事業〕

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策の概要】

○今後の施設等の供給体制整備の必要性に応じて、調査研究を進めます。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持つことから、保護者の就労状況の変化などに関わらず、柔軟に子どもを受け入れることが可能なため、子どもにとっても継続的、安定的な保育環境を提供することができる施設です。

認定こども園の機能について、広く周知や理解を進め、市内における待機児童の状況や子育て家庭の意向、国や県の動向なども踏まえながら、認定こども園の普及について促進していきます。

また、市内の教育・保育施設の職員（幼稚園教諭、保育士、保育教諭等）の合同研修を実施していきます。

(2) 幼児期の教育・保育と小学校等との連携の推進

乳幼児期の発達は連続性を有し、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるという認識に立ち、質の高い教育・保育を提供するため、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業者、さらに小学校との相互の連携を図ります。

また、教育・保育施設の職員（幼稚園教諭、保育士、保育教諭等）と小学校の相互交流により、教育及び保育内容の充実につなげていきます。

基本目標 2 子どもが安心して成長できる地域づくり

■ 施策の体系

基本目標		施策		具体的な施策	
2	子どもが安心して成長できる地域づくり	1	子どもたちの「居場所」づくりの推進	①	児童館等の充実
				②	児童遊園・子どもの遊び場の設置
				③	保育園の園庭開放
				④	学童保育（学童クラブ）の整備
				⑤	放課後子ども教室の実施
				⑥	子どもの学習支援事業の実施
		2	子どもの体験活動の充実	①	多様な体験活動の提供
				②	スポーツ活動の推進

施策 1 子どもたちの「居場所」づくりの推進

■ 現状と課題

○児童館・子どもふれあいセンター

- ・健全な遊びを通して子どもたちの健やかな成長を積極的に図っていくため、市内に4箇所の児童館等が整備されています。
- ・地域や年齢の異なる子ども同士の交流を深め、仲間づくりの輪を広げることができるよう、一層の充実が求められます。
- ・子育て中の家庭に向けた情報の提供や子育て相談を行い、幅広い子育て支援を進めることが求められます。

○児童遊園・子どもの遊び場

- ・児童遊園・子どもの遊び場については市内に11箇所設置されており、施設を安心・安全に利用していただくために、遊具等の維持管理が求められます。

○保育園の園庭開放

- ・公立保育園5園については、幼稚園や保育園未就園児を対象に、同年齢や異年齢との交流の場、親同士のコミュニケーションの場とし園庭を開放します。

○学童保育（学童クラブ）

- ・市内に、21か所の「学童クラブ」があり、毎週月曜日から金曜日までは下校時から午後7時まで、土曜日及び学校休業日は午前8時から午後7時まで開所しています。
- ・学童クラブの受け入れ対象学年は小学校6年生までですが、定員以上の受け入れをしている現状より、増築等を検討しながら定員増を進めることが求められています。

○放課後子ども教室

- ・市内2か所の小学校で放課後等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子ども達に勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供しています。

○子どもの学習支援事業

- ・子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮世帯等の子どもに対して学習習慣の定着及び子どもの居場所を提供することを目的に事業を実施しています。

■ 施策の方向

- 児童館については、地域や年齢の異なる子ども同士の交流を深め、仲間づくりの輪を広げることができるような“魅力ある児童館”を目指すとともに、中学生以上の児童など幅広い年齢層が利用でき、子育て支援にも活用できる施設として充実を図ります。
- 児童遊園・子どもの遊び場については、児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的とし、健全育成の場を提供します。
- 保育園の園庭開放については、同年齢や異年齢との交流の場、親同士のコミュニケーションの場とし継続的に実施します。
- 学童保育（学童クラブ）については、公立・民間に問わず学童クラブの整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図り、待機児童解消に努めます。
- 放課後子ども教室については、すべての子どもを対象に、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子ども達に勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子ども達が地域社会の中で、心豊かで健やかに恵まれる環境づくりを行います。
- 子どもの学習支援事業については、生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮世帯等の子どもに対して学習習慣の定着を図ると共に、社会性を育む子どもの居場所を提供することにより社会的孤立をなくすことを目的に実施していきます。今後は地域による格差がないよう実施会場の拡充が求められます。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
児童館等の充実	○児童館は、そうふけ児童館、いんば児童館、子どもふれあいセンター、中央駅前地域交流館の4館を設置しています。 ○児童館では、地域の子どもの健康増進や情緒を豊かにするために、施設ごと様々な事業を展開しています。	子育て支援課

児童遊園、 子どもの遊び 場の充実	○児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的とし、健全育成 の場を提供しています。 ○児童遊園：6か所 （六軒弁天児童遊園、木下児童遊園、鎌苅児童遊園、造谷児童 遊園、瀬戸児童遊園、師戸児童遊園） ○子どもの遊び場：5か所 （木下池田子どもの遊び場、木下町並み子どもの遊び場、荒野 子どもの遊び場、やわら子どもの遊び場、小林子どもの遊び 場）	子育て支援課
保育園の園庭 開放	○保育園や幼稚園に未就園の子どもとその保護者に対し、公立保 育園の同年齢や異年齢との交流の場、親同士のコミュニケーシ ョンの場とし園庭を開放します。	保育課
学童保育（学 童クラブ）の 整備	○待機児童が発生している又は見込まれる小学校区において、学 童クラブの新設及び増設を実施します。	保育課
放課後子ども 教室の充実	○放課後子ども教室の実施・支援を行いながら、教室の増設を目 指します。	生涯学習課
子どもの学習 支援事業の実 施	○ひとり親世帯、生活困窮世帯等の小学校4年生から18歳まで を対象に毎週水曜日と土曜日に「子どもの学習支援事業」を 実施し、学習習慣の定着を図るとともに、社会性を育む子ども の居場所を提供します。	子育て支援課

施策2 子どもの体験活動の充実

■ 現状と課題

○多様な体験活動

- ・異年齢・世代間の交流や自然とのふれあい体験、遊びなど、様々な体験活動の充実を図ることが必要です。
- ・子どもたちや親子のニーズに合った魅力ある講座の企画が求められます。

○スポーツ活動

- ・スポーツを通して子どもたちの健やかな成長を支援するため、各種大会の支援や小学生と親を対象にしたニュースポーツ教室の実施などに努める必要があります。
- ・大人から子どもまで参加できる「総合型地域スポーツクラブ」への支援の継続や学校体育施設の有効活用を進める必要があります。

■ 施策の方向

- 自主性やコミュニケーション能力、思考力や発想力、判断力や行動力などを育むとともに、人間性、感性に訴えかける心の教育のために、豊かな体験活動の充実に努めます。
- 家庭・地域・学校が連携して親と子のふれあいの機会を充実させるとともに、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなどの子どもたちの地域活動が活発に行われるための環境整備を推進します。
- 世界に羽ばたく競技者の育成を目指し、実績と指導力を持つアスリートにより技術指導や競技に取り組む姿勢、メンタルトレーニングなどについて学ぶ教室を実施します。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
多様な体験活動の提供	○奉仕等体験活動や自然科学体験学習、みどりの少年団活動、親子体験教室などの実施に努めます。	指導課
スポーツ活動の推進	<p>○スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブへの継続的な支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟式学童野球（8団体） ・空手道（5団体） ・サッカー（3団体） ・ラグビーフットボール（1団体） ・ミニバスケットボール（1団体） ・バレーボール（1団体） ・卓球（1団体） ・柔道（1団体） ・軟式中学野球1チーム（1団体） <p>○主に中学生を対象としたスポーツ教室を実施しています。 （これまでに実施した競技） 陸上競技、テニス、水泳、バレーボール、サッカー、卓球、バドミントン等</p>	スポーツ振興課

基本目標3 子どもと親の健康と福祉の地域づくり

■ 施策の体系

基本目標		施策		具体的な施策	
3	子どもの健康と福祉の地域づくり	1	子どもと親の健康づくりの推進	①	安心して妊娠・出産できる環境の確保
				②	乳幼児に対する相談・健康診査の充実
				③	「食育」の推進
				④	小児救急医療体制の充実
		2	障がいを持つ子どもと家庭への支援の充実	①	障がいの早期発見・早期対応など
				②	療育相談・指導、情報提供の充実
				③	障がい児保育・教育の充実
				④	福祉サービスの充実
		3	ひとり親家庭への支援の充実	①	経済的支援制度等の充実
				②	相談体制の充実
		4	児童虐待等を防止する体制づくりの推進	①	虐待の発生予防
				②	虐待の早期発見・早期対応

施策1 子どもと親の健康づくりの推進

■ 現状と課題

○安心して妊娠・出産できる環境

- ・母子健康手帳交付時の面接では、精神疾患の既往歴や不安が高い等心身の健康に課題を持つ妊婦が多くなっています。
- ・支援の必要な妊婦を早期に把握し、妊娠中から出産前後の支援の充実を図る必要があります。

○乳幼児に対する相談・健康診査

- ・乳幼児健診受診率は高く、未受診者に対しても電話・訪問などで状況を把握している。
- ・支援を要する子どもや家庭を早期に把握するため、健診未受診者に対し、全数把握できる体制づくりが必要となっています。

○食育

- ・子どもたちの正しい食習慣形成のため、「食育」のいっそうの推進が必要となっています。
- ・妊産婦は食事バランスの乱れや料理に不慣れな人が多い傾向があり、乳児期の食事では「離乳食の進め方」の相談者が約半数と多くなっています。
- ・乳幼児の食事では、偏食、食事内容や量に関する相談が多くなっています。
- ・望ましい食習慣を身に付け、育児不安の解消につながるよう、わかりやすい教室運営や支援を行う必要があります。

- ・子どもの頃の食習慣が学童期につながることも考えられるため、より良い食習慣を身に付けるための支援が必要であります。

○小児救急医療体制の充実

- ・受診に関する相談が多いことから、医療機関に関する情報提供の充実を図り、不安を軽減することが必要となっています。

■ 施策の方向

- 妊娠出産育児に向け母子ともに健康な生活が送れるよう支援し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援又は不安を解消できるよう相談や仲間づくりを支援します。
- 幼児期に各健診や専門相談等を実施し、成長発達に支援が必要な幼児を早期発見し、適切な支援を行うことで、親子の健康の保持増進を図る。また、虐待予防の観点からも、全数把握に努めます。
- 妊娠期、乳幼児期を通して、望ましい食習慣を身に付け、心身の健全育成を図り、不安を解消できるようわかりやすい教室づくりや、健診等における相談など発達段階に応じた適切な支援に努めます。
- 幼児期以降においても各種食育教室等において、望ましい食習慣の実践、正しい知識で食品選択、豊かな食生活と食体験に向け推進していきます。
- 保健、教育分野をはじめとするさまざまな分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた「食」に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動の取り組みも進めます。
- 小児救急医療体制については、市内の医療機関と連携を図っていくとともに、印旛市郡小児初期救急診療所や小児救急相談事業等の周知に努めます。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
安心して妊娠・出産できる環境の確保	○母子健康手帳交付事業、プレママクラス、妊婦健康診査、妊産婦・新生児訪問事業（乳児全戸訪問事業含む）、助産師等による電話相談事業などを実施しています。 ○出生時の体重が2,000グラム以下、または身体の発育が未熟なまま生まれ、指定医療機関への入院を必要とする乳児に対し、治療にかかる医療費を公費で負担します。	健康増進課 子育て支援課
乳幼児に対する相談・健康診査の充実	○4か月児相談事業、乳児健康診査、幼児健診（1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診）、健診事後相談事業（子育て相談、ことばの相談等）などを実施しています。	健康増進課
「食育」の推進	○離乳食教室（もぐもぐ教室、かみかみ教室）、幼児食育講座、親子食育教室、就学時健診健康教室、家庭教育学級、出前講座などを実施しています。	健康増進課
小児救急医療体制の充実	○救急医療運営事業への財政支援、小児救急相談事業等の周知などを実施しています。	健康増進課

施策2 障がいを持つ子どもと家庭への支援の充実

■ 現状と課題

- 障がいのある子どもへのサポートにあたっては、日常生活を送れるための環境の整備を進めていく必要があります。
- 障がいのある子どもが住み慣れた地域でいきいきと成長でき、その人らしく自立して生活していけるような配慮が必要となっています。

■ 施策の方向

- 保健、医療、福祉、教育の連携を図り、障がいを早期に発見し、適切な療育が実施されるよう、支援体制の充実を図ります。
- 障がい児の福祉向上や保護者の負担軽減のため、各種福祉サービスの充実を図ります。
- 障がい児の保育、教育等に関する情報提供や相談も実施します。
- 「印西市障害者基本計画」、「印西市障害福祉計画」と連動して、施策の推進を図ります。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
障がいの早期発見・早期対応など	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、保育園、保健センター、医療機関等と連携を図ることにより、障がいを早期に発見できるよう努めます。 ○日常生活における基本的な動作、集団生活への適応訓練等様々なニーズに応じて、適切な指導ができるよう療育体制の充実を図っています。 	障がい福祉課
療育相談・指導、情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前の子供の成長や発達の心配について相談を受け、専門の職員がアドバイスを行う各種相談事業（発達相談、小児神経相談、作業療法相談、運動発達相談、言語聴覚相談、巡回相談）の充実を図り、適切な指導及び療育につなげています。 ○ホームページや各関係機関にチラシ等を配布し、情報提供を行います。 	障がい福祉課
障がい児保育・教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の充実に努めます。 ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成と活用 ・指導補助や支援のための非常勤職員の配置 ・特別支援教育コーディネーターを核とした校内支援体制の充実 	学務課 指導課
福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての子どもが、健やかに成長するため、乳幼児療育部署、保育・教育部署等との連携を図り、専門的で良質かつ適切な支援を受けられるよう支援しています。 	障がい福祉課

施策3 ひとり親家庭への支援の充実

■ 現状と課題

- 近年、離婚や未婚等によって本市においてもひとり親家庭が増加する傾向にあります。
- ひとり親家庭は、母子家庭、父子家庭を問わず子育ての負担が大きくなる傾向があるため、ひとり親家庭が抱える悩みに対応できるよう相談体制の充実や適切な支援を行うことが必要です。
- 適切な支援を行い、きめ細かな福祉サービスを展開し、ひとり親家庭の自立・就業を支援することが必要となっています。

■ 施策の方向

- 子育てや生活の支援策、就業支援策、経済的支援策等、総合的な対策を適切に実施します。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
経済的支援制度等の充実	○ひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ファミリー・サポート・センター利用料金助成を実施しています。	子育て支援課
相談体制の充実	○ひとり親の自立に必要な助言や支援を行うための相談体制を整備・充実します。	子育て支援課

施策4 児童虐待等を防止する体制づくりの推進

■ 現状と課題

- 児童虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの総合的な支援策を講ずるとともに、福祉関係者のみならず医療、保健、教育、警察等、地域における関係機関の協力体制の構築が重要となります。
- 要支援児童、要保護児童及び特定妊婦を対象とする「子ども虐待防止対策協議会」において、関係機関で連携してさまざまなケースへの対応に努めています。
- 育児不安や虐待等の問題に早期に対応するための相談体制の整備・充実が必要です。

■ 施策の方向

- 子育てに関する相談機能の充実や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業、養育者の孤立を防ぐための専門的な支援サービスの充実等に努め、虐待の発生予防を図ります。
- 虐待の早期発見・早期対応のため、地域の関係機関との連携を積極的に図ります。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
虐待の発生予防	○子育て家庭の不安や悩みの解消に向け、相談体制の整備充実に努めます。 ○出産後間もない時期を中心に支援を行います。	子育て支援課
虐待の早期発見・早期対応	○子どもの虐待防止対策協議会を組織し、関係機関等との連携により、虐待の早期発見・早期対応に努めます。また、実務者会議や個別支援会議を設置し、個別の事案に対する情報共有や具体的な支援内容等を検討します。	子育て支援課

基本目標 4 子どもが個性豊かに育つ教育力づくり

■ 施策の体系

基本目標		施策		具体的な施策	
4	子どもが個性豊かに育つ教育力づくり	1	家庭・地域の「教育力」の向上	①	家庭教育への支援の充実
				②	地域の「教育力」の向上
		2	就学前教育の充実	①	幼児教育についての情報提供
				②	幼稚園における教育、子育て支援の充実
				③	保育園等における教育の推進
		3	学校教育の充実	①	確かな学力・体力の育成
				②	豊かな心の育成
				③	悩みごと相談体制の充実
				④	信頼される学校づくり
		4	次代の親の育成	①	男女平等教育の推進
				②	思春期保健対策
				③	父親の子育て参加の促進

施策 1 家庭・地域の「教育力」の向上

■ 現状と課題

- 核家族化が進み、地域との関わりも少なくなり、子どもの生活形態も変化し、人間関係の希薄化による家庭の「教育力」の低下が懸念されています。
- 本市では、「家庭教育学級」の開催や育児講座など、家庭の教育力を向上させる事業を実施していますが、今後も、子どもの成長に応じた親子でともに学び、適切な情報や機会を得る場の整備と相談体制の充実をいっそう進める必要があります。
- 本市の子どもを育てるため、家庭・地域・学校・行政が同じ目標を持って協働して地域の教育力を総合的に高めていくため、各種の活動を支援する必要があります。

■ 施策の方向

- 子どもの成長に応じた親子でともに学び、適切な情報や機会を得る場の整備と相談体制の充実に努めます。

- 図書館等の社会教育施設をはじめ、乳幼児健診や就学時健診等、多くの親が集まるさまざまな機会を活用して、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めます。
- 自然環境を活かした子どもたちの豊かな体験活動を実施し、また、地域の人材を生涯学習講座の講師として活用するなど、さまざまな地域資源を活用し、地域の「教育力」の向上を図ります。
- 家庭・地域・学校・行政が同じ目標を持って協働して地域の教育力を総合的に高めていくため、活動の推進に努めます。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
家庭教育への支援の充実	○家庭教育委学級の充実に努めます。 ・公立幼稚園・小中学校での家庭教育学級の開設 ・家庭教育指導員の配置	生涯学習課
地域の「教育力」の向上	○地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業を充実します。 ・中学校区ごとに学校や地域で活躍する団体が協力し、コミュニティづくりと生活環境の整備を図る地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業の推進	生涯学習課

施策2 就学前教育の充実

■ 現状と課題

- 幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、就学前の教育の充実が求められています。
- 幼稚園においては「幼稚園教育要領」のもとに、保育園においては「保育所保育指針」の中で、「生きる力」の基礎となる心情・意欲・態度を育てています。

■ 施策の方向

- 保育園における教育については、内容を検証しながら推進するとともに、保護者のニーズに対応した保育サービスの充実を検討します。
- 幼稚園や保育園での教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園、保育園等と小学校との連携体制を構築していきます。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
幼児教育についての情報提供	○情報提供と学習機会の充実に努めます。 ・幼児教育に関する様々な情報提供 ・組織的・計画的な園内研修の推進 ・保護者や地域懇談会の開催	指導課
幼稚園における教育、子育て支援の充実	○個に応じた教育の推進に努めます。 ・子ども発達センター健康増進課等の連携 ・相談支援ファイルを活用した早期就学相談の実施 ・介助や指導補助のための非常勤講師の配置	指導課
幼稚園、保育園等、小学校・中学校との連携体制の強化	○幼稚園・保育園等・小学校・中学校の連携を充実します。 ・職場見学や体験を通しての交流 ・諸行事を通じての交流 ・情報交換会の開催	指導課

施策3 学校教育の充実

■ 現状と課題

- 子どもを取り巻く社会環境は、大きく変化しており、このような中で次代を担う子どもたちを育成していくためには、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の調和を図り、生きる力を育むことが重要になっています。
- 各学校の特色を活かした指導を行い、次代の担い手である子どもたちが個性豊かに「生きる力」を伸ばすことができるように、教育環境の整備にいつそう努める必要があります。
- 小中学校とも地域の生涯学習活動との連携や放課後児童への対応などをいつそう進めることが必要となっています。
- 学校での道徳教育を充実させ、子どもの豊かな心の育成に資するように努めることが必要です。
- 学校や学級における教育相談体制づくりが求められています。

■ 施策の方向

- 子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を充実し、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けることができる環境の強化を図ります。
- 生涯にわたって積極的にスポーツに親しむことができるよう体育の授業を充実させるとともに、運動部活動についてもボランティア指導者を活用するなど、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

- 生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けるための健康教育を推進します。
- 日常の場で相談や悩みごとが話し合える学級や学校における教育相談体制づくりを充実します。
- 豊かな心を育むため、子どもたちの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を充実させます。
- 家庭、地域との連携による学校づくりや学校の安全の実現などによる「信頼される学校づくり」をさらに推進します。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
確かな学力・体力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○個性や能力を伸ばす教育の推進に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・学級経営相談支援の実施 ・漢字級別認定テスト「印西漢字マスター」の実施 ・計算力認定テスト「印西計算マスター」の実施 ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」展開の推進 ○指導法等の研修の充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・教材研究等に関する研修会の開催 ・ICT実技研修会及びICT活用研修会の開催 	指導課
豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育の充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育全体計画の改善と校内推進体制の充実 ・道徳教育授業実践研修会の開催 ○人権教育の推進に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育全体計画の改善と心を育てる教育の充実 ・人権教育研修の実施 ・いじめに関するアンケートの定期的な実施 ・家庭・地域や関係機関との連携による人権意識の啓発 ○芸術文化体験事業の充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・さわやかハートフルコンサートの開催 ・小学校芸術鑑賞教室の開催 	指導課
健やかな体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○学校体育の充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・中学校武道学習における外部指導者の活用 ・運動を楽しむ能力を育成するための授業改善指導 ○運動部活動の充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・部活動サポート事業による指導者派遣 ・部活動補助金交付事業による経済的支援 ・部活動の適切な運営に向けた指導・助言 ○健康教育の充実に努めます。 	指導課

	<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導教材の整備 ・薬物乱用防止教育の推進 	
悩みごと 相談体制の 充実	<p>○教育相談の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接相談・電話相談の充実 ・不登校児童生徒等の相談の充実 ・関係機関との連携 ・訪問指導の充実 ・スクールカウンセラー等の活用 ・学校諸問題に対する助言・指導 	指導課
信頼される 学校づくり	<p>○安全教育の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室の実施 ・防犯教育の実施 <p>○児童生徒・園児の安全確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校安全に関する計画やマニュアルの見直しと定期的な施設点検 ・防犯ブザー及び自転車通学用ヘルメットの貸与 <p>○通学路の安全確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全小学校区の安全マップの作成及び関係機関への配布 <p>○学校情報公開と地域の連携に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校ホームページを活用した学校広報の充実 ・地域人材の活用 	指導課

施策4 次代の親の育成

■ 現状と課題

- 現在、小・中学校において、男女平等に配慮した教育及び体験活動等による乳幼児とふれあう機会を広げる取り組みを行っています。
- 中学生や高校生など、これから親になっていく世代が子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにすることが必要です。
- 育児関連の講座を開設し、乳幼児期の子どもの成長に関する正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなどの学習機会の提供を推進する必要があります。
- 今後は男性の子育てのあり方について、意識啓発に努める必要があります。

■ 施策の方向

- 男女が協力して家庭を築くことおよび子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを推進します。

- 中学生・高校生等が、子どもを産み育てることの意義や子どもや家庭、命の大切さを理解することができるようにするため、保育園の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進します。
- 子どもたちが、自分の「性」「生」を大事にできるよう、関係部署が連携を図り命の大切さを学ぶ機会を増やす取り組みを推進していく。
- 父親育児セミナーや父親子育て手帳の配布など、父親の子育てへの参加を促進します。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
男女平等教育の推進	○人権教育の推進に努めます。 ・人権尊重や男女共同参画の視点に立った各教科での実施	指導課
思春期保健対策	○新生児科医師による命の授業、助産師及び保健師による性に関する教育、妊婦疑似体験、沐浴人形の貸出などを実施します。	健康増進課 指導課
父親の子育て参加の促進	○父親育児セミナー実施 ・父親の育児への参加を促進する事を目的に、父と子を対象とした実技型のセミナーを実施します。 ○父親子育て手帳配布 ・母子健康手帳の配布時に父親が子育てに参加するための基礎知識を掲載した父親子育て手帳を配布します。	子育て支援課

基本目標 5 子育て家庭が住みよい地域づくり

■ 施策の体系

基本目標		施策		具体的な施策	
5	子育て家庭が住みよい地域づくり	1	地域子育て支援の充実	①	子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の充実
				②	利用者支援事業の実施
				③	ファミリー・サポート・センター事業の実施
				④	子育てヘルプサービス事業の実施
				⑤	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施
				⑥	ブックスタート事業の実施
				⑦	子育て世代包括支援センターの設置
				⑧	子ども家庭総合支援拠点の整備
				⑨	養育支援訪問事業の実施
		2	多様な保育サービスの充実	①	保育園等における保育サービスの充実
				②	安全に配慮した保育の推進
		3	子育て家庭に対する経済的支援の充実	①	手当・医療費の助成等

施策 1 地域子育て支援の充実

■ 現状と課題

- 少子化や核家族化が進む中、子どもを安心して育てていくためには、子育て家庭が身近な地域で支援を受けられる体制づくりが重要となっています。
- 子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てを社会全体で支えていくためには、まず地域コミュニティにおいてサポートしていく仕組みづくりが必要となっています。
- 「次世代育成」の環境を整備するためには、地域のさまざまな資源を活かしながら連携する「ネットワークづくり」をさらに進めていき、その強化に努めていく必要があります。
- 親子のふれあいや学童期・思春期の学校の枠を超えたさまざまな経験、人間関係の広がり、子どもから大人へ成長するにあたって重要となります。本市にふさわしい子どもの「育ちの場」を整備していく必要があります。

- 親が子育てについて多くの不安や悩みを抱えている現状もあり、それらの不安や悩みを解消していくため、子育てに関する相談体制や情報提供体制を充実させていくことが必要となっています。
- 利用者支援事業については子育てコンシェルジュによる育児相談を各地域で実施している移動相談を含み市内9箇所で開催しており、子育てに関する悩み相談のほかにも保育園や幼稚園、子育て支援施設などの各種子育てサービスの利用についての情報提供などを行っています。現在は保育園等の地域における子育て施設が増加しているため、移動相談などのさらなる利用者支援事業の拡充が求められます。
- ファミリー・サポート・センター事業については、育児の援助を行いたい人（提供会員）と援助を希望する人（利用会員）からなる会員組織による育児に関する相互援助活動を行っています。現在は利用会員の増加に対して提供会員の入会が少ないため、提供会員の増員を図ることが課題となっています。
- 子育てヘルプサービス事業については、一時的に家事、育児等の支援が必要な家庭に対し、ホームヘルパーを派遣することにより、保護者と児童等の生活の安定を図り、ゆとりある子育てを支援しています。充実したサービスを提供するため、さらなる事業者の確保が必要です。
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）については、保護者の疾病や育児疲れ、出産、看護、事故、冠婚葬祭、出張などで、家庭で子どもの養育をすることが一時的に困難となったときに子どもを預けることができます。
- ブックスタート事業については、4か月児相談に来場されている親子を対象に、「絵本」を通して親子が言葉と心をお互いにかかわりあう機会を応援する事業を実施しています。今後、事業に際して絵本の読み聞かせを行うボランティアの確保が求められます。
- 子育て世代包括支援センター
 - ・母子保健法の改正により、全ての児童が健全に育成されるよう関係機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、子育て世代包括支援センターを立ち上げることに伴い、切れ目のない必要な支援を提供する体制が求められます。
- 子ども家庭総合支援拠点
 - ・子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務に努めることが求められます。
- 養育支援訪問事業の実施
 - ・妊婦が若年である家庭や、出産後間もない時期の養育者が子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭、食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭などに対し、適切な養育を確保するための支援が求められています。

■ 施策の方向

- 地域において安心して子育てができるよう、支援体制の基盤整備をさらに進めます。
- 子どもと親と一緒に遊びを楽しむ中で、子育てについての情報交換や親同士の交流を深め、親子がともに育つ場づくりを推進します。

- 子育てサークルの結成や活動を支援するとともに、各サークルが自主的に活動する中で、子育ての孤立化が軽減できるように充実を図ります。
- 乳幼児の子育て中の親子が気軽に集まって子育てに関する情報交換や悩みを分かち合うことができるように、「地域子育て支援拠点事業」の機能の充実を図ります。
- 地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業などを実施することにより、子育てに関する相談体制や情報提供の充実を図るとともに、保育園などとの連携体制のいっそうの充実に努めます。
- 利用者支援事業については、保育園等の地域における子育て施設が増加しているため、今後は移動相談などのさらなる利用者支援事業の拡充を図ります。
- ファミリー・サポート・センター事業については、サービス内容の充実及び提供会員の増員を目標にさらなる会員募集の周知を行っていきます。
- 子育てヘルプサービス事業については、利用者の増加に対してサービスを提供する事業者数が不足しているため、利用者に対して充実したサービスを提供できるよう新規事業者の開拓を図っていきます。
- ブックスタート事業については、親子に対して絵本の読み聞かせを行うボランティアが各会場では必要なため、読み聞かせボランティアの確保に努めます。また、ボランティアの研修を実施し、さらなる事業の充実を図ります。
- 子育て世代包括支援センターを設置することにより、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職員が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連携調整するなどにより、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供し、育児不安の軽減や虐待予防に努めます。
- 子ども家庭総合支援拠点について、地域資源や必要なサービスを繋いでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点の設置に努め、子育て世代地域包括支援センターとの一体的な整備を進めていきます。
- 養育支援訪問事業の実施することにより、妊娠期からの継続的な支援や出産後間もない時期の養育支援、また虐待の恐れやリスクを抱える家庭に応じた育児指導や家事援助など、適切な支援に努めます。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
子育て支援センター （地域子育て支援拠点事業）の充実	○滝野子育て支援センター、小林子育て支援センターのほか、各児童館・保育園内に子育て支援センターを設置し、「地域子育て支援拠点事業」を実施しています。 ○子育て支援センターでは子どもの遊び場を通して親子の交流を図るとともに、発育や健康、子育てに関する悩みや疑問についての相談や親子の触れ合いを提供しています。 （子育て講座、子育て相談、離乳食講座、ベビーマッサージ、リズム遊び、広場遊び、公園で遊ぼう、お誕生会、親子のふれあい、育児サークル支援、母親講座等）	子育て支援課

利用者支援事業の実施	<p>○利用者支援事業の実施内容は以下のとおりとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談場所：子育て支援課窓口及び電話相談、児童館・子育て支援センター等の移動相談 ・相談内容：子育てコンシェルジュによる育児に関する相談、幼稚園、保育園等の入園に関すること、子育て支援サービスに関することなどの相談業務 	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業の実施	<p>○ファミリー・サポート・センター事業の実施内容は以下のとおりとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育施設等の開始時間まで、児童の一時預かり ・保育施設等の終了時間後、児童の一時預かり ・保育施設等と援助活動を行う場所までの児童の送迎 ・保育施設等の休日などの事由がある場合、臨時的な児童の預かり ・冠婚葬祭や他の児童の学校行事の際に児童の一時預かり ・その他 	子育て支援課
子育てヘルプサービス事業の実施	<p>○子育てヘルプサービス事業の実施内容は以下のとおりとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児に関すること（授乳、沐浴、おむつ交換等）・家事に関すること（食事の準備、後片付け、買い物、居室の掃除、洗濯等）、産婦の身体介助など、一時的に家事・育児等の支援が必要な家庭に対しホームヘルパーを派遣します。 	子育て支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施	<p>○子育て短期支援事業の実施内容は以下のとおりとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の疾病、育児疲れ、出産、看護、事故、冠婚葬祭、出張などにより、家庭での養育が一時的に困難になった子どもについて、児童養護施設等の利用により必要な保護を行います。 	子育て支援課
ブックスタート事業の実施	<p>○ブックスタート事業の実施内容は以下のとおりとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児相談対象の赤ちゃんと保護者に対して、4か月児相談の会場において、ボランティアによる絵本の読み聞かせ及び絵本のプレゼントを実施。 	子育て支援課
子育て世代包括支援センターの設置	<p>○子育て世代包括支援センターでは、以下のことに取り組みを図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること ・妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと ・支援プランを策定すること ・保健医療又は福祉の関連機関との連絡調整を行うこと 	子育て支援課 健康増進課
子ども家庭総合支援拠点の整備	<p>○子ども及び妊産婦等の福祉に関する支援業務を包括的・継続的に行う拠点の整備を推進します。</p>	子育て支援課
養育支援訪問の実施	<p>○養育支援が必要である家庭に対して、適切な養育の確保を目的として、養育専門の資格者が訪問を実施します。</p>	子育て支援課

施策2 多様な保育サービスの充実

■ 現状と課題

- 市内には、令和元年において、市立保育園が5か所、私立保育園が18か所、認定こども園6か所、小規模保育施設が1か所あります。
- 保育需要に対して収容定員が依然不足している面もあり、現在待機児童がいます。
- 生活様式の多様化や社会・産業構造の変化などから、子育てと仕事を両立するためには、多様な保育サービス提供が求められています。

■ 施策の方向

- 認可保育園の定員増や弾力化、低年齢児童を中心とする受け入れ枠の拡大等を図り、保育園入所待機児童の解消に努めます。
- 通常保育・延長保育の実施を継続するとともに、保育園等における保育サービスの充実を推進します。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
保育園等における保育サービスの充実	○延長保育、一時預かり事業、病児保育事業（体調不良児対応型）を実施します。	保育課
安全に配慮した保育の推進	○安全への取り組みを推進するため、運営費補助金の充実を図り、保育施設を支援します。 ○安全な保育を実現する体制をつくるため、保育士の処遇改善補助金の充実を図り、保育士の確保に努めます。 ○衛生面の配慮や保護者の負担を軽減するため、保育園等で使用したオムツは、各施設で処分します。	保育課

施策3 子育て家庭に対する経済的支援の充実

■ 現状と課題

- 「子ども医療費助成事業」については、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的な負担軽減を図るため、千葉県助成基準に上乘せし、入院・通院共に中学校3年生までの医療費の自己負担分の全部または一部を助成しています。
- 子育て世帯の更なる負担軽減と、高校生等の保健の向上を目的として「高校生等医療費助成事業」も実施しています。
- 「児童手当」については、中学校修了前の児童を養育している方に支給しています。
- 「児童扶養手当」については、ひとり親家庭の家計を支える上で不可欠なものとなっています。
- 児童扶養手当の支給を受けているひとり親家庭の親と子どもに対し、保険診療の自己負担分を助成する「ひとり親家庭等医療費等助成事業」を実施しています。
- 現在運用されている制度について更なる周知を図り、適正な申請及び支給が行われるよう努めます。

■ 施策の方向

- 国等の動向を注視し、現在の経済的支援策を維持しながら、次世代の社会を担う子育て家庭への支援の充実に努めます。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
手当・医療費の助成等	○子ども医療費助成事業、高校生等医療費助成事業、児童手当給付事業、児童扶養手当給付事業、ひとり親家庭等医療費等助成事業を実施しています。	子育て支援課

第4章 計画の推進

1 適切な役割分担による計画の推進

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、行政の施策だけでなく、家庭、学校、地域、企業などがそれぞれの立場で関わり合い、その役割を果たしていくことが必要です。地域社会の中の関係機関、具体的には児童館、公民館、保健センター、幼稚園、保育園などに加え、社会福祉協議会等に属するボランティア団体、民生・児童委員、医療機関といった団体や市外関係機関との連携・協力体制が、いっそう強く求められるようになります。

計画の推進にあたっては、地域社会の関係機関・諸団体と市民一人ひとりが“協働”して行動していくことが不可欠であり、この“協働”関係と柔軟な対応、そして適切な役割分担があってはじめて効果的な施策の展開が図れると言えます。

各々が期待される役割は、次のとおりとなります。

項目	内 容
家庭の役割	子育てについてまず「家庭」を出発点としながら、それを必要に応じて行政が、そして地域社会が支え、力を貸していくという考え方をしています。
地域社会の役割	子どもは、子ども同士や地域の大人たちとの関わりの中で社会性等を獲得していくものです。特に、東京近郊の住宅都市として都市化や核家族化が進む本市では、地域社会の果たす役割の重要性はいっそう高まってきています。地域社会は、「子育ては家庭を基本としつつ地域全体で行うもの」という認識のもとに、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、地域の人々との交流を通して「子ども自らがのびのび育つ」よう支援していきます。
行政の役割	個々の家庭の自立を推進するとともに、「子育てと就労の両立を支え、親子が健康で安全に暮らせる地域づくり」の環境整備に向け、以下のようなスタンスで施策を展開します。 ①保育、保健、児童の健全育成、教育等の施策を積極的に推進します。 ②地域全体で子育てに取り組むことの重要性について地域住民の意識啓発を行い、各種行事等での地域における子育ての取り組みを支援します。 ③子どもの人権、発達、子育て等について広く情報提供を行い、地域の子育て環境の整備を進めます。
各種団体等の役割	社会全体で子育て家庭を支援し子どもの自ら育とうとする力を伸ばすためには、行政による公的なサービスだけでなく、地域社会の中のさまざまな団体が積極的な支援を行うことが重要となってきます。各種団体はお互いに連携を取りながら、「子育てしやすい地域づくり」に向けて事業を推進することが必要です。
関係機関との連携	複雑化・多様化する現代社会においては、子どもに関わる問題も大きく変容してきています。児童相談所、保健所、医療機関などの専門機関と連携を密に図り、子どもと子育て家庭を支えていくよう努めます。

2 計画の進行管理・フォロー

各種施策及び本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて改善を図っていく PDCA サイクルを確立することが大切です。

そこで、本計画策定のための組織である「印西市子ども・子育て会議」を主体として、市民の皆様とともに計画の進行管理・フォローを実施するとともに、市広報紙やホームページを通して進捗状況を公表していきます。

■PDCAサイクル

